# 河川法第四条第一項の水系を指定する政令 （昭和四十年政令第四十三号）

河川法第四条第一項の水系は、次の各号に掲げるものとする。

* 一  
  天塩川水系
* 二  
  渚滑川水系
* 三  
  湧別川水系
* 四  
  常呂川水系
* 五  
  網走川水系
* 六  
  留萌川水系
* 七  
  石狩川水系
* 八  
  尻別川水系
* 九  
  後志利別川水系
* 十  
  鵡川水系
* 十一  
  沙流川水系
* 十二  
  釧路川水系
* 十三  
  十勝川水系
* 十四  
  岩木川水系
* 十五  
  高瀬川水系
* 十六  
  馬淵川水系
* 十七  
  北上川水系
* 十八  
  鳴瀬川水系
* 十九  
  名取川水系
* 二十  
  阿武隈川水系
* 二十一  
  米代川水系
* 二十二  
  雄物川水系
* 二十三  
  子吉川水系
* 二十四  
  最上川水系
* 二十五  
  赤川水系
* 二十六  
  久慈川水系
* 二十七  
  那珂川水系
* 二十八  
  利根川水系
* 二十九  
  荒川水系（東京都・埼玉県）
* 三十  
  多摩川水系
* 三十一  
  鶴見川水系
* 三十二  
  相模川水系
* 三十三  
  荒川水系（新潟県・山形県）
* 三十四  
  阿賀野川水系
* 三十五  
  信濃川水系
* 三十六  
  関川水系
* 三十七  
  姫川水系
* 三十八  
  黒部川水系
* 三十九  
  常願寺川水系
* 四十  
  神通川水系
* 四十一  
  庄川水系
* 四十二  
  小矢部川水系
* 四十三  
  手取川水系
* 四十四  
  梯川水系
* 四十五  
  狩野川水系
* 四十六  
  富士川水系
* 四十七  
  安倍川水系
* 四十八  
  大井川水系
* 四十九  
  菊川水系
* 五十  
  天竜川水系
* 五十一  
  豊川水系
* 五十二  
  矢作川水系
* 五十三  
  庄内川水系
* 五十四  
  木曾川水系
* 五十五  
  鈴鹿川水系
* 五十六  
  雲出川水系
* 五十七  
  櫛田川水系
* 五十八  
  宮川水系
* 五十九  
  由良川水系
* 六十  
  淀川水系
* 六十一  
  大和川水系
* 六十二  
  円山川水系
* 六十三  
  加古川水系
* 六十四  
  揖保川水系
* 六十五  
  紀の川水系
* 六十六  
  新宮川水系
* 六十七  
  九頭竜川水系
* 六十八  
  北川水系
* 六十九  
  千代川水系
* 七十  
  天神川水系
* 七十一  
  日野川水系
* 七十二  
  斐伊川水系
* 七十三  
  江の川水系
* 七十四  
  高津川水系
* 七十五  
  吉井川水系
* 七十六  
  旭川水系
* 七十七  
  高梁川水系
* 七十八  
  芦田川水系
* 七十九  
  太田川水系
* 八十  
  小瀬川水系
* 八十一  
  佐波川水系
* 八十二  
  吉野川水系
* 八十三  
  那賀川水系
* 八十四  
  土器川水系
* 八十五  
  重信川水系
* 八十六  
  肱川水系
* 八十七  
  物部川水系
* 八十八  
  仁淀川水系
* 八十九  
  渡川水系
* 九十  
  遠賀川水系
* 九十一  
  山国川水系
* 九十二  
  筑後川水系
* 九十三  
  矢部川水系
* 九十四  
  松浦川水系
* 九十五  
  六角川水系
* 九十六  
  嘉瀬川水系
* 九十七  
  本明川水系
* 九十八  
  菊池川水系
* 九十九  
  白川水系
* 百  
  緑川水系
* 百一  
  球磨川水系
* 百二  
  大分川水系
* 百三  
  大野川水系
* 百四  
  番匠川水系
* 百五  
  五ケ瀬川水系
* 百六  
  小丸川水系
* 百七  
  大淀川水系
* 百八  
  川内川水系
* 百九  
  肝属川水系

# 附　則

この政令は、河川法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

# 附則（昭和四一年三月二八日政令第五〇号）

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四二年五月二五日政令第七五号）

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

# 附則（昭和四三年四月八日政令第六四号）

この政令は、昭和四十三年四月二十日から施行する。

# 附則（昭和四四年三月二〇日政令第三一号）

この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四五年三月二〇日政令第一九号）

この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四五年四月二〇日政令第八〇号）

この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年三月二〇日政令第二九号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年四月二六日政令第八五号）

この政令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

# 附則（昭和四七年九月二六日政令第三三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年四月八日政令第一一一号）

この政令は、昭和五十年四月十二日から施行する。